

# Weekly Accounting Review

2009年8月12日 (No.019)

株式会社 ES リサーチ

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」の公表について
- 監査／「業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」の改正について」の公表について
- 税務／租税滞納状況の公表について

## 1. 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」の公表について（8月7日）

企業会計基準委員会は「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」を公表しました。

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/summary\\_issue/fairvalue/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/summary_issue/fairvalue/)

当該論点整理は、我が国では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等、様々な基準において時価が定義されており、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等で時価の算定方法が提示されておりますが、2007年8月に会計基準のコンバージェンスへの取り組みに関してIASBと共同で公表した「東京合意」及び最近の国際的な動向を踏まえて、我が国における公正価値の概念、その測定方法、開示に関する論点についてまとめ、各所からの意見を求めるものです。

当該論点整理の主な内容は以下の通りです。

### （1） 公正価値の定義

IASBの公開草案における公正価値の定義は「公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、又は負債の移転のために支払うであろう価格である」となっている。それに対し我が国における時価の定義は「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である」となっている。

すなわち、IASBでは公正価値は出口価格（＝取得時ではなく、売却時・移転時における価格）となっているのに対し、我が国では入口価格（＝取得時価格）及び出口価格両方に言及がなされている。我が国でも国際的な動向に合わせ、出口価格のみで公正価値を評価することを検討すべきである。

### （2） 公正価値の測定方法

国際的な会計基準では公正価値を評価するにあたって用いられる仮定において、観察可能性の高低により以下のレベルの分類を行っており、観察可能性が高い仮定を最大限利用すべきとしている。我が国でもこのような3つのレベルに分ける公正価値のヒエラルキーの導入について検討すべきである。

#### 【レベル1】※観察可能

- ・ 活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格

【レベル2】※観察可能

- ・活発な市場における類似の資産又は負債の公表価格
- ・活発でない市場の同一若しくは類似の資産又は負債の公表価格
- ・公表価格以外の観察可能な仮定
- ・相関関係等を用いて観察可能な市場データにより裏付けられた仮定

【レベル3】※観察不可能

- ・市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積もりを反映した仮定

(3) 公正価値に関する開示

国際的な会計基準では(2)の公正価値のヒエラルキー別の開示が求められており、我が国においても当該ヒエラルキー別の開示を導入する方向で検討すべきである。

ショート・コメント

公正価値は我が国において①金融商品評価②減損会計における固定資産の評価③賃貸不動産の時価開示④企業結合等に関連するため、当該論点整理は非常に重要であると考えられます。なお、当該論点整理の意見募集は10月5日までとなっております。

2. 「業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」の改正について」の公表について(8月5日)

日本公認会計士協会は「業種別委員会報告第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務指針」の改正について」を公表しました。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/41\\_3.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/41_3.html)

当該改正実務指針は2009年7月8日付で公表された「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」において、四半期レビュー報告書及び経営者確認書の記載例が見直されたことに合わせて同様の見直しを行ったものであります。

ショート・コメント

当該改正実務指針は、2009年6月30日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期財務諸表等の四半期レビューから適用されます。

3. 租税滞納状況の公表について(7月31日)

国税庁は2008年度の租税滞納状況を公表しました。

[http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/sozei\\_taino/index.htm](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2009/sozei_taino/index.htm)

当該租税滞納状況によると、2008年度の全税目の新規発生滞納額は約9,000億円(うち消費税は約4,000億円)であり、前年比較で約2%(消費税は約3%)上回る結果となりました。

しかしながら、全税目の滞納整理中のものの金額は約15,500億円(うち消費税は約4,500億円)であり、

前年比較で約4%（消費税は約1%）減少しており、10年連続で減少しております。

#### ショート・コメント

2006年から2008年までの新規発生滞納額の税目別内訳に注目すると、源泉所得税・申告所得税・相続税は2006年以降、すべて減少していますが、法人税・消費税は2006年以降共に増加しています。この点につきまして、昨今の不景気による影響で多くの企業が資金繰りが悪化し、法人税・消費税の滞納をせざるを得ない状況が生じたことが推定されます。

**【本レポートに関するお問い合わせ先】**

株式会社 ES リサーチ 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t-hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t-hashimoto@esnet.co.jp)